

## 本部理事の立候補の届出要領について

令和5年6月の第10回定時総会において理事増員（13名以上15名以内を13名以上18名以内とする増員）の定款変更が決議されました。それに伴い、来る令和6年6月定時総会において、本部理事の選任（任期1年）が予定されております。

この理事選任に当たりましては、公益社団法人米沢有為会役員選考規程第8条「会員は、活動所信を添えて役員選考委員会の委員長に届けることにより理事または監事に立候補ができる」の定めがありますので、下記により、正会員の皆様からの理事立候補の届出を受け付けます。

### 記

- ① 受付期間：令和5年12月18日から令和6年1月15日まで（当日消印有効）
- ② 立候補の方法：活動所信を添えて立候補の届出を郵送または電子メールでお送りください。
- ③ 立候補の届出の様式：任意
- ④ 送付先

公益社団法人米沢有為会 役員選考委員会委員長宛（本部事務局気付）

★郵送の場合の送付先 〒182-0004 東京都調布市入間町1-36  
東京興譲館内（本部事務局気付）

★電子メールの場合のアドレス

jimukyoku@yonezawa-yuuikai.org（本部事務局気付）

（注）役員選考委員会は、令和5年度第5回理事会の決議により発足し、5名の委員の互選により委員長が選出されます。正会員の皆様からの上記の立候補の届出は、委員長の下で厳重に扱われて、その他の候補者とともに、委員会の審議が行われます。委員会は、規程により理事を選考して理事会に提案しますが、理事会はこれを受けて、総会に提案する理事候補を決定いたします。この理事会の提案をもとに、総会において理事の選任に関する決議が行われるという手続きとなります。

令和5年12月18日

公益社団法人米沢有為会 役員選考委員会委員長